



令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する
子供たちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

対象者 利用料

**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの
全ての子供たちの利用料が無償化されます。**

- ◆ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- ◆ 食材料費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。



**0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象
として利用料が無償化されます。**

- ◆ さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注)兄姉の年齢等により、第2子、第3子のカウント方法が変わります。

対象となる 施設・事業

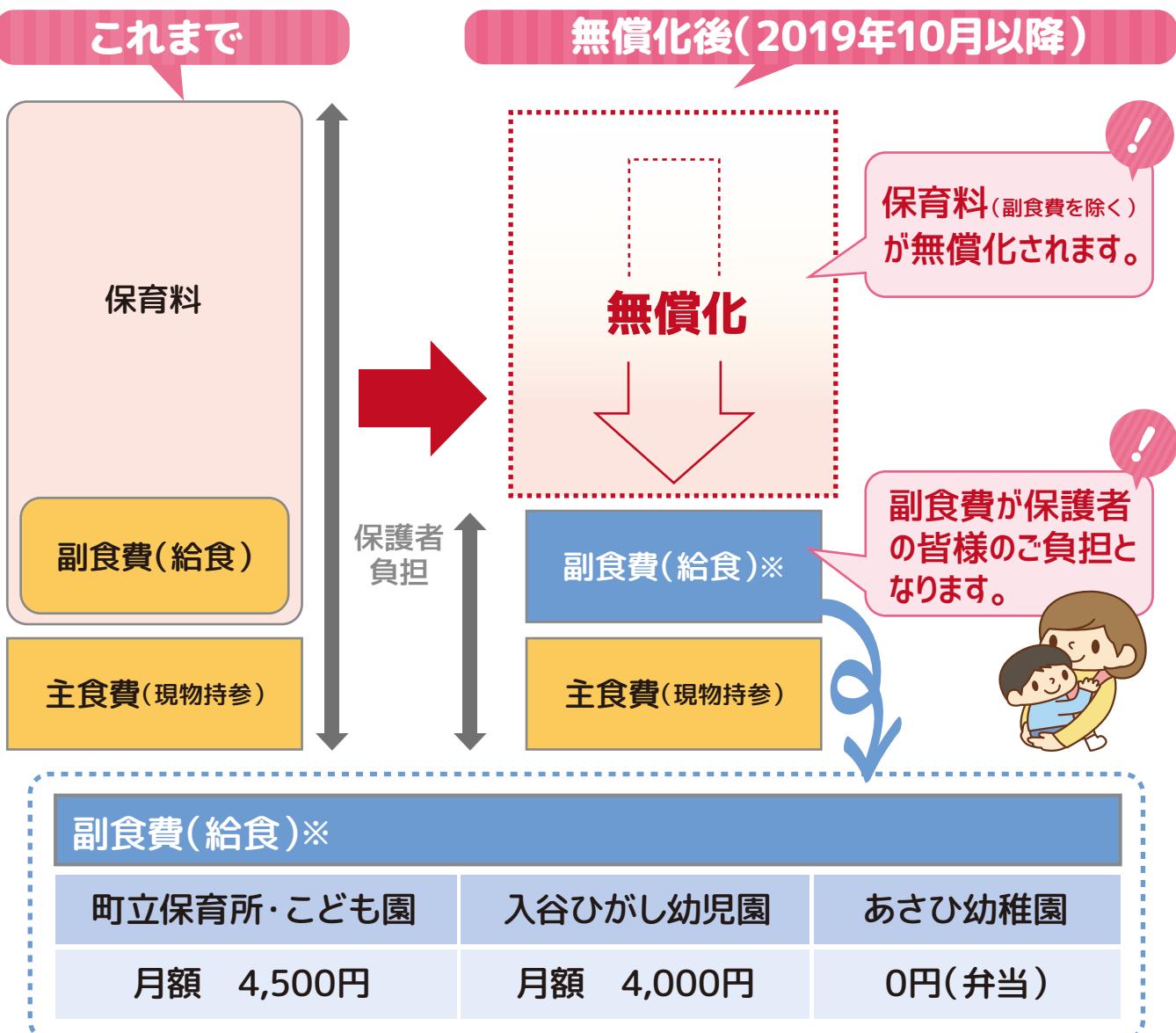
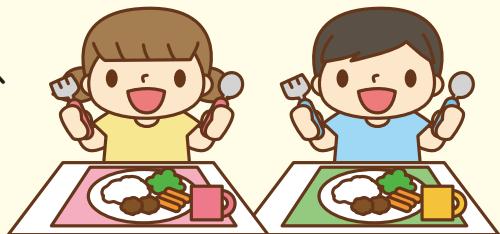
**幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型
保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。



給食の材料にかかる費用(副食費)について

- ◆ **保育所の給食の材料にかかる費用(副食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**
- ◆ 0～2歳のお子様については、これまでどおり、**保育料**をお支払いいただくことになります。
(主食を含めた完全給食が提供されます。)



問い合わせ先:南三陸町保健福祉課子育て支援係

TEL 0226-46-1402